

令和8年度 国民健康保険料の試算(参考)

加入人数 _____ 人 (年齢:① _____ 歳 ② _____ 歳 ③ _____ 歳 ④ _____ 歳)

【① 調整控除額の計算】

「給与所得」と「公的年金等に係る雑所得」の両方があり、その合計額が10万円を超える場合、適用されます。
 (給与・年金の源泉徴収票等をもとに計算する場合は、調整控除額の計算が必要です。
 確定申告書の所得金額を元に試算する場合は、調整控除額なので、調整控除の計算は必要ありません。)

給与所得	円	A	(左の金額と10万円のうち小さい方の金額) 円
公的年金等の雑所得	円	B	(左の金額と10万円のうち小さい方の金額) 円
A+B-10万円		調整控除額 円	

※給与収入の金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合は調整控除額が異なる場合があります。

- 〔 ・本人、同一生計配偶者または扶養親族のいずれかが特別障害者である場合 〕
- 〔 ・23歳未満の扶養親族がいる場合 〕

【② 賦課基準額の計算】

合計所得金額から調整控除額、基礎控除額(430,000円)を引いた金額が賦課基準額です。
 ※合計所得金額が2,400万円を超える場合は基礎控除の金額が異なります。

	合計所得金額	調整控除額	基礎控除	賦課基準額
①	円	円	430,000円	= 円
②	円	円	430,000円	= 円
③	円	円	430,000円	= 円
④	円	円	430,000円	= 円

世帯の合計の賦課基準額(医療分・支援金分・子ども分) = _____ 円

世帯の合計の賦課基準額(介護分) = _____ 円

【③ 保険料の計算】

☆賦課基準額は、所得のある人それぞれで計算をして、世帯で合算して保険料を計算します。

※1未就学児は「6歳に達する日以後最初の3月31日以前の被保険者」です。

所得割	賦課基準額×8.29%		金額(円) (100円未満は切り捨て)
		×8.29%	
医療分	均等割	26,300円× 未就学児※1 13,150円×	人
均等割			人
平等割			14,100
小計	限度額	670,000円	円①
所得割	賦課基準額×2.62%		金額(円) (100円未満は切り捨て)
		×2.62%	
支援金分	均等割	16,400円× 未就学児※1 8,200円×	人
均等割			人
小計	限度額	260,000円	円②

☆介護分は、40歳から64歳の方のみかかります。

所得割	介護分がかかる方の 賦課基準額×2.60%		金額(円) (100円未満は切り捨て)
		×2.60%	
介護分	均等割	16,500円×	人
小計	限度額	170,000円	円
			(1 箇月当たり) 円)
			() 箇月分 円③

★子ども・子育て支援分

所得割	賦課基準額×0.30%		(100円未満は切り捨て)
		()×0.30%	円
子ども分	均等割※2	1,900円×()人	円
18歳以上均等割※3		80円×()人	円
小計	限度額	30,000円	円④

※2 全加入者に課されますが、子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者、高校生年代)については、全額軽減されます。

※3 「18歳以上均等割」として、子ども(※2と同じ)以外に課されます。

医療分・支援金分・介護分・子ども分 合計金額(①+②+③+④)	円
(医療分・支援金分・介護分・子ども分 1箇月当たり(合計金額÷12))	円

☆計算結果は試算です。実際に決定する保険料とは異なる場合があります。

☆合計金額は年間保険料となりますので、年度の途中で加入・脱退した場合は月割となります。

☆1回当たりの支払金額は、1箇月当たりの保険料と異なる場合があります。